

市第40号議案

横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部改正

横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成19年9月13日提出

横浜市 長 中 田 宏

横浜市条例（番号）

横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部を改正する 条例

横浜市知的障害者生活介護型施設条例（平成15年3月横浜市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「横浜市中山みどり園」を「横浜市つたのは学園及び横浜市中山みどり園（以下「横浜市つたのは学園等」という。）」に改め、同項第1号中「横浜市中山みどり園」を「横浜市つたのは学園等」に改め、同項第2号中「及び」を「又は」に改め、同項第3号並びに同条第4項及び第5項中「横浜市中山みどり園」を「横浜市つたのは学園等」に改める。

第8条第1項中「生活介護を受けるため施設（横浜市中山みどり園を除く。）」を「横浜市松風学園」に改め、「第15条の4」の次に「又は第16条第1項第2号」を、「定められた生活介護」の次に「、短期入所又は施設入所支援」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第2項とする。

第9条第1項中「横浜市中山みどり園」を「横浜市つたのは学園又は横浜市中山みどり園」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の横浜市知的障害者生活介護型施設条例第9条の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る利用料金について適用する。

提 案 理 由

横浜市つたのは学園について、指定管理者に管理を行わせるとともに、利用料金制を導入するため、横浜市知的障害者生活介護型施設条例の一部を改正したいので提案する。